

### 令和4年度から 成年年齢・年金・育休 が変わります！

令和4年度は、民法の成年年齢の引き下げ、年金制度、育児休業などの改正が行われます。

成年年齢の引き下げは相続税や贈与税、契約などに関係し、年金、育児休業の見直しは、企業経営や従業員の働き方に影響します。

#### 18歳から成年に！～契約・税務に影響～

成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、令和4年4月1日時点で18歳以上20歳未満の人(平成14年4月2日生まれから平成16年4月1日生まれまでの人)は、成年となります。

○18歳から親の同意がなくても携帯電話の購入、アパートの賃借、自動車ローンなどの契約をすることが可能になります。

○相続税や贈与税においては、結婚・子育て資金の一括贈与の特例など、適用年齢に20歳の基準を設けている制度について、基準が18歳へ引き下げられます。

なお、酒やたばこ、公営競技(競輪、競馬など)の年齢制限は20歳のままです。



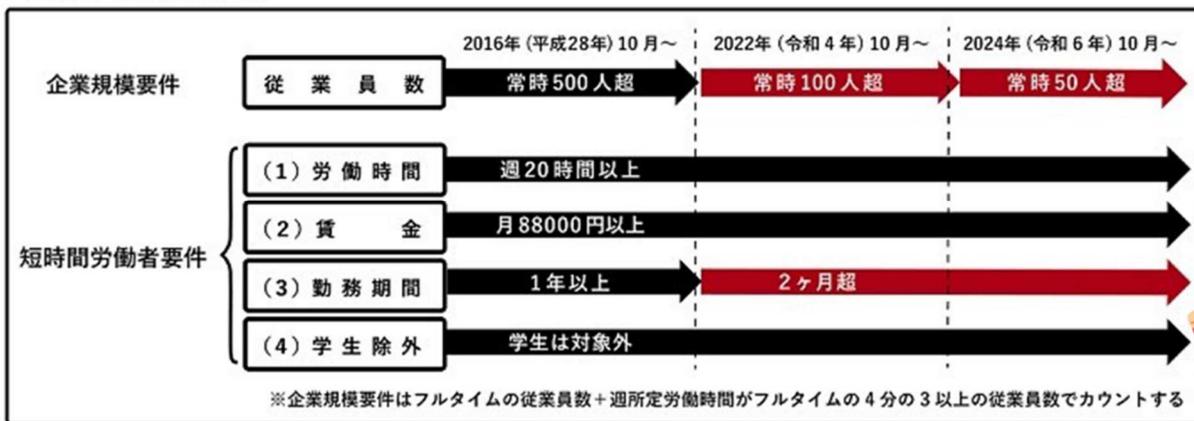
20歳以上じゃないとダメ！！

#### 年金制度改正 ～多様な働き方に対応～

##### (1)パート等への社会保険の適用拡大

10月から、従業員が101人以上の企業で働くパートやアルバイトなどの短時間労働者の社会保険の加入が義務化されます。週の所定労働時間が20時間以上、月額賃金8.8万円(年収約106万円)以上など一定の条件を満たせば、厚生年金保険と健康保険へ加入しなければなりません。

##### ■適用対象の変化



○企業は社会保険料負担が増えることとなります。

○パート従業員は手取り収入が減りますが、将来の年金が増えることとなります。

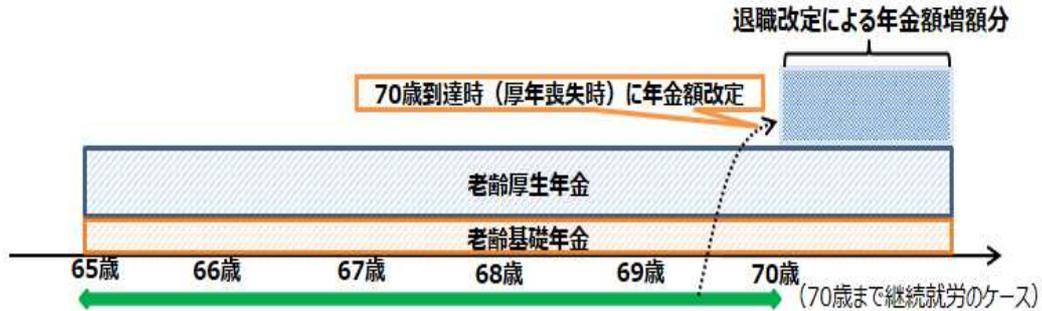
##### (2)在職中の年金受給のあり方の見直し

60～64歳に支給される「特別支給の老齢厚生年金」を対象とした、「在職老齢年金制度」の見直しが行われます。

○これまで賃金と年金の月額合計が 28 万円を超えると、年金の全部または一部が支給停止されましたが、4 月から支給停止の基準が 47 万円に緩和されます。

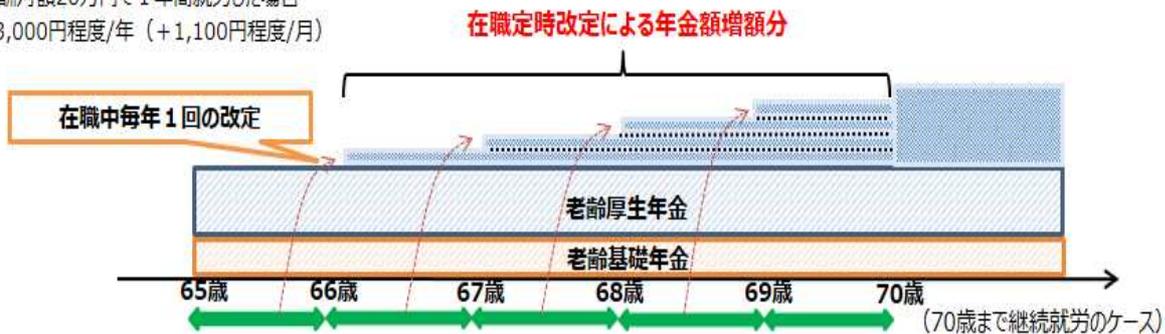
○高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の 65 歳以上の老齢厚生年金受給者の年金額が毎年定時改定されます。

**【現行】**



**【見直し内容】**

・標準報酬月額20万円で1年間就労した場合  
⇒+13,000円程度/年 (+1,100円程度/月)



(3)年金の「繰り下げ受給」が 75 歳までに！

繰り下げ受給の上限年齢が 75 歳に引き上げられます。

これにより、年金の受給開始時期は 60 歳から 75 歳の間で選択が可能になります。

**育児・介護休業法改正 ~ 取得しやすい環境づくり ~**

○男女ともに育児休暇（育休）が取得しやすくなるように、4 月以降、事業者は育休制度の周知や、従業員の育休取得意向を確認する必要があります。

○育休の分割取得が可能になります。

○有期雇用労働者の育休取得要件が緩和されます。

|   |   |
|---|---|
| <b>現 行</b>  | <b>令和 4 年 4 月 1 日 ~</b>   |
| <p>(育児休業の場合)</p> <p>(1) 引き続き雇用された期間が 1 年以上</p> <p>(2) 1 歳 6 か月までの間に契約が満了することが明らかでない</p> | <p>(1)の要件を撤廃し、(2)のみに</p> <p>※無期雇用労働者と同様の取り扱い<br/>(引き続き雇用された期間が 1 年未満の労働者は労使協定の締結により除外可)</p> <p>※※育児休業給付についても同様に緩和</p> |

